



令和4年度 那須烏山市奨学生募集のご案内

那須烏山市では、経済的理由により修学が困難な家庭の生徒・学生に奨学金を給付し、有用な人材の育成及び教育の機会均等に資することを目的に事業を行っています。

募集期間 令和3年12月1日(水)～令和4年1月19日(水)

1 出願資格

以下のすべての項目を満たす者 (※1)

- (1) 令和4年4月に高等学校等(中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・修業年限2年以上の専修学校高等課程を含む)、大学・短期大学・専門学校に進学を希望している者または在学している者
- (2) 特別な理由を除き、本人または本人の生計を維持する者が、市内に居住する者
- (3) 品行が正しく心身が健全であり、在学での全学年を通じた学習成績評価平均値が、5段階評価で3.0以上である者
- (4) ① 家庭状況や申請理由から進学または在学することが困難と選考委員会が認める者
② 本人の属する世帯で、父母またはこれに代わって家計を支えている人の令和2年中の認定所得金額(※2)が別表3の収入基準額以下である者
- (5) 他の制度において給付型奨学金を受けていない者

※1 令和4年度募集から栃木県育英会の選考基準を準用し、出願資格を一部見直しました。

※2 父母またはこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は別表1の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合には、収入金額から必要経費(売上原価、営業経費等)を差し引いた金額)から別表2の特別控除額を差し引いた金額

2 募集人数

10名(高校生等5名、大学生等5名)

3 給付年額

- 高等学校等・・・年額100,000円
- 大学等・・・年額200,000円

注) 毎年度5月及び10月にそれぞれ年額の2分の1の額を指定口座に振り込みます。

4 給付期間

- 新規入学生・・・高等学校等、大学等における正規の修業年限
- 在学学生・・・正規の修業年限から既存の在学年数を控除した年数

5 提出書類

- (1) 提出書類チェック表（別紙）
- (2) 奨学金給付申請書（別記様式第1号）
- (3) 奨学生推薦書（別記様式第2号）
- (4) 奨学生推薦調書（別記様式第3号）
- (5) 市県民税（所得・課税）証明書【**税務課発行**】※令和2年中の所得
- (6) 納税証明書（全税目）【**税務課発行**】※令和2年・3年分
- (7) 住民票の写し【**市民課発行**】※本人を含む世帯全員（続柄あり）
- (8) 地域または社会貢献に関する作文（別紙作文用紙1枚程度）

注1 (3)の奨学生推薦調書と同内容が記載された様式（調査書等）がある場合には、当調書の該当箇所に「別紙のとおり」と記載のうえ、添付して提出してください。

注2 市県民税（所得・課税）証明書及び納税証明書は、次の区分にしたがって申請してください。

ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母の2人の所得等・納税の証明

イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合 → その人の所得等・納税の証明

ウ 母子または父子世帯の場合 → 母または父の所得等・納税の証明

注3 各窓口で証明書等を申請する際は、「奨学金の申請のため」とお申し出ください。

○ 税務課（烏山庁舎のみ）

○ 市民課（烏山庁舎または南那須庁舎）

6 選考及び決定

- (1) 提出書類をもとに選考委員会において選考し、令和4年2月下旬までにその結果を本人あて通知します。
- (2) 内定者は、必要書類（誓約書や在学証明書等）の提出をもって正式決定とします。詳細については、内定者あて別途案内します。

7 書類の提出先及び提出期限

令和4年1月19日（水）までに、直接持参または郵送により下記担当まで提出してください。

なお、郵送の場合は、1月19日（水）必着です。

提出先・問合せ先

那須烏山市教育委員会事務局 学校教育課 総務教育グループ

〒321-0595 那須烏山市大金 240(市役所南那須庁舎2階)

TEL:0287-88-6222 / FAX:0287-88-2027

(土・日曜日・祝日および年末年始は除く。)

別表1

◎給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額には所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者 ①	① ≧ ②	（A）の表を適用
家計支持者 ②		（B）の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額（1万円未満切捨て）	所得額（1万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上 400万円以下	収入金額×0.8－214万円
401万円以上 781万円以下	収入金額×0.7－174万円
782万円以上	収入金額－408万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（1万円未満切捨て）	所得額（1万円未満切捨て）
65万円以下	0円
65万円以上 163万円以下	収入金額－65万円
164万円以上 180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上 360万円以下	収入金額×0.7－18万円
361万円以上 660万円以下	収入金額×0.8－54万円
661万円以上 1,000万円以下	収入金額×0.9－120万円
1,001万円以上 1,500万円以下	収入金額×0.95－170万円
1,501万円以上	収入金額－245万円

◎計算例 4人家族：父・母・本人（4月から大学生）・弟（中学生）

※父母が家計を支えている場合

所得額	父：年収550万円×0.7－174万円（別表1・A）＝211万円 母：年収200万円×0.7－18万円（別表1・B）＝122万円
控除額	本人：74万円（別表2⑦） 弟：46万円（別表2②）



$$(211万円 + 122万円 - 74万円 - 46万円) - 572万円 = \underline{\underline{-359万円}}$$

※認定所得金額（所得額－控除額）－収入基準額（別表3）＝ マイナスになれば基準内

別表2 特別控除額表

控除の事由	特別控除額				
①母子・父子世帯	99万円				
②就学者のいる世帯 ※児童・生徒・学生1人につき控除できる。 ※ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小学校		31万円		
	中学校		46万円		
	高等学校		国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
	高等専門学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
		私 立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大 学		国・公立	39万円	69万円
			私 立	133万円	180万円
	専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
専門課程		国・公立	36万円	81万円	
		私 立	102万円	147万円	
③障がい者のいる世帯	障害者1人につき 99万円				
④長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額（上限71万円）				
⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦本人を対象とする控除	39万円（進学・在学先が高等学校等の場合）				
	74万円（進学・在学先が大学等の場合）				

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 就学者控除の特例として、出願者本人を含む子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額に、その超える人数を乗じた額をさらに控除できます。

別3 収入基準額表

進学・在学先が <u>高等学校等</u> の場合		進学・在学先が <u>大学等</u> の場合	
世帯人数	収入基準額（円）	世帯人数	収入基準額（円）
1人	2,120,000	1人	2,860,000
2人	3,800,000	2人	4,550,000
3人	4,730,000	3人	5,270,000
4人	5,150,000	4人	5,720,000
5人	5,700,000	5人	6,170,000
6人	6,080,000	6人	6,500,000
7人	6,350,000	7人	6,770,000
7人を超える場合	人数が1人増すごとに250,000円を世帯人数7人の収入基準額に加算	7人を超える場合	人数が1人増すごとに270,000円を世帯人数7人の収入基準額に加算